

審議会等委員への女性の登用推進ガイドライン

令和 5 年 2 月 22 日 作成

1 目的

この方策は、第 4 次伊賀市男女共同参画基本計画に掲げる具体的施策 2「市における女性登用の推進」を実現するため、審議会等委員の女性登用の拡大に関して必要な事項を定め、政策・方針決定の過程への女性の参画を促進することを目的とする。

2 対象

この方策は、附属機関の委員等の選任に関する基準（平成 21 年 4 月 28 日訓令第 27 号）に規定する附属機関の委員等を対象とする。

3 目標

審議会等に占める女性委員の割合は、定数の 40 パーセント以上を目標とし、その達成にむけ、積極的な登用に努めるものとする。

4 女性委員登用の推進方策

積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の考え方から、所管する審議会等委員の選任の際は、次に掲げる方策等により、女性の積極的な登用を図るものとする。

- ① 人権政策課が調整する「伊賀市男女共同参画人材バンク」を活用すること。
(参考資料 1 「伊賀市男女共同参画人材バンク設置要綱」)
- ② 委員の選出を関係団体へ依頼する場合は、本方策の趣旨を説明し、特に女性の積極的な参画を依頼する旨を明確に伝えること。(参考資料 2 「団体あて委員推薦依頼文例」)
- ③ 「充て職」により委員を選任する場合
 - ア 団体の長や役員等の職に限定せず、団体関係者の中から幅広く女性の参画に努めること。
 - イ 市の職員が委員となる場合については、引き続きその職に充てる必要があるかどうかを再検討し、その枠を適任とされる女性に充てるよう努めること。
- ④ 「団体推薦」により委員を選定する場合
 - ア 当該団体の長等の職にある者や役員に限定せず、当該団体の構成員の中から適任とされる女性を推薦するよう関係団体に依頼すること。
 - イ 推薦団体の見直しを行うなど、女性が推薦されやすいよう努めること。
- ⑤ 「専門分野または意見を聞く必要がある分野」については、狭義の専門分野に限定せず、関連領域にまで広げて女性の参画推進に努めること。

⑥ 前各号に上げる方法のほか、次にあげる方法を検討し可能な限り女性が参画できる条件づくりを推進すること。

ア 市政運営への住民参画機会の拡大を推進するために公募制を積極的に導入するとともに、公募委員の選任に当たっては2分の1が女性委員となるよう努める。

イ 条例等における委員の選任規定及び選任方法を見直す。

5 検証

(1) 前項の方策を講じ委員の選定を行った結果、女性委員の割合が定数の40パーセント未満となる審議会等については、各々その理由を検証し「審議会等の女性委員の選任状況調査票」(参考資料3「審議会等の女性委員の選任状況調査票」)を作成し、決裁に添付すること。

(2) 人権政策課長は、必要に応じて女性登用目標未達成となる審議会の所管課長等へヒアリングを行い、女性登用が叶わない原因等を検証し、次回選任時における女性委員の積極的登用について要請するものとする。

6 登用状況の公表

人権政策課長は、毎年度、本方策の対象となる各審議会等における女性委員の登用状況について、伊賀市男女共同参画推進会議及び伊賀市男女共同参画審議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

参 考 資 料

○伊賀市男女共同参画人材バンク設置要綱

平成23年 7 月22日告示第138号

改正

平成26年 1 月28日告示第 4 号

平成27年 3 月17日告示第27号

平成30年 3 月30日告示第46号

令和 4 年 4 月 1 日告示第56号

伊賀市男女共同参画人材バンク設置要綱

(趣旨)

第 1 条 伊賀市男女共同参画基本計画に基づき、政策・方針決定の場における男女共同参画の推進のため、伊賀市審議会等委員への女性の登用を促進し、あらゆる分野において性別に関係なく誰もが参画できるよう伊賀市男女共同参画人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

(使用目的)

第 2 条 市が人材バンクを使用する目的は、次のいずれかに該当する場合に限る。

- (1) 市における各種審議会・委員会等の委員を選任するとき。
- (2) 市において事業の推進のために人材を必要とするとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(登録対象者)

第 3 条 人材バンクの登録対象者は、次の各号に掲げる要件にすべて該当する者とする。

- (1) 本市に在住、在勤、在学又は団体等の活動の拠点を有する者
- (2) 市政に関心があり、地域の発展に熱意を持って貢献できる者
- (3) 教育、福祉、芸術、スポーツ等のあらゆる分野で専門的な知識若しくは活動実績のある者又は有識者若しくは資格を有する者
- (4) 男女共同参画社会実現に関心がある者

(登録手続き)

第 4 条 人材バンクに登録を希望する者又は登録を推薦しようとする者は、伊賀市男女共同参画人材バンク登録申請書（様式第 1 号）を市長に提出するものとする。

(登録の審査)

第5条 市長は、提出された申請書を審査し、適当と認めた場合は、人材バンク登録者(以下「登録者」という。)として承認する。

2 市長は、審査の必要に応じ関係者の意見を聞くことができる。

3 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、これを速やかに審査し、伊賀市男女共同参画人材バンク登録決定(不決定)通知書(様式第2号)により当該申込者に通知する。

4 人材バンクに登録しない決定をした申込者に対して、市長は、前項の通知をするに当たり、その理由を付さなければならない。

(台帳の管理)

第6条 市長は、伊賀市男女共同参画人材バンク登録台帳(様式第3号(以下「台帳」という。))を整備し、人材バンクに登録した個人情報、伊賀市個人情報保護条例(平成16年伊賀市条例第16号)の規定に基づき管理するものとする。

2 この台帳を閲覧する場合は、伊賀市男女共同参画人材バンク登録台帳閲覧申請書(様式第4号)を人権政策課長に提出しなければならない。

3 市長は、第2条に掲げる目的以外に人材バンク登録者名簿を閲覧させてはならない。

(登録事項の変更等)

第7条 登録者は、登録内容に変更があった場合は、速やかに伊賀市男女共同参画人材バンク登録変更申出書(様式第5号)を届け出なければならない。

2 登録者が、登録内容を抹消しようとする場合は、速やかに伊賀市男女共同参画人材バンク登録抹消申出書(様式第6号)を届け出なければならない。

(庶務)

第8条 人材バンクに関する庶務は、人権政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

年 月 日

人権政策課長 様

伊賀市男女共同参画人材バンク設置要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、伊賀市男女共同参画人材バンク登録台帳の閲覧を申し出ます。

伊賀市男女共同参画人材バンク登録台帳閲覧申請書	
所 属	
所 属 長 名	
閲 覧 者 名	
利 用 目 的	1. 審議会等への女性委員候補選出のため 審議会等の名称：() 2. その他 ()
登 録 分 野	☐ 男女共同参画 ☐ 子育て・家族 ☐ 社会保障 ☐ 国際交流 ☐ 法律・行政 ☐ まちづくり ☐ 人権 ☐ 文化・芸術 ☐ 高齢者福祉（介護） ☐ 消費生活 ☐ 医療・健康 ☐ 情報・通信 ☐ その他（ ☐ 地域活動 ☐ 福祉 ☐ 環境 ☐ 商工業 ☐ 教育 ☐ 農林業 ☐ 水産業 ☐ スポーツ ☐ 政治・経済 ☐ 労働 ☐ 語学 ☐ 防災
備 考	

(文書番号)

2022 (令和 4) 年 月 日

(団体名称)

(代表者氏名) 様

伊賀市長 岡 本 栄

(審議会等の名称) 委員の推薦について (依頼)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素は、伊賀市政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、(審議会等の設置趣旨、当該団体からの委員推薦趣旨 など)

今後に置かましても、引き続き貴団体からのご支援を賜りたく、下記のとおり委員のご推薦をお願いしたく存じます。

なお、本市では、社会のあらゆる分野において男女が対等な構成員として参画し、多様な主体が活躍できる男女共同参画社会の実現を目指した取り組みを積極的に推進しております。その一環として、『第 4 次男女共同参画基本計画』を策定し、具体的施策の一つとして「市における女性登用の推進」を実現するため、審議会等における女性委員の割合を 40% 以上とする目標数値を掲げ、審議会等への女性登用を積極的に推進しているところであります。

つきましては、貴団体におかれまして、本市の男女共同参画社会の形成を目指す取り組みにご理解をいただき、委員のご推薦に際しましては、積極的な女性委員の登用につきまして、格段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 委嘱期間 任期 年
令和 年 月 日から令和 年 月 日
2. 職務
3. 報酬 会議出席 1 回につき、 円を支払う。(交通費別途支給)
4. 会議等開催回数 年 回予定

(…その他、必要事項等記載…)

以上

事務担当

〒518 - 0000 伊賀市〇〇〇〇

伊賀市役所 〇〇課 〇〇

TEL0595 - 00 - 0000

審議会等の女性委員の選任状況調査票

年 月 日

附属機関名（審議会等名称）							
担当部署名				担当者名		電話番号	
改選前の選任状況			改選後の選任状況			次回改選時期	
委員総数	男性委員	女性委員	委員総数	男性委員	女性委員		
割合	%	%	割合	%	%		
女性の数が委員総数の十分の四未満となる理由							
今後の選任方針							

注)

1. 女性の登用率が40%未満の附属機関（審議会等）についてのみ作成してください。
2. 任期途中の委員の交代時の委嘱伺にも添付してください。
3. 新たに附属機関を設置する場合についても作成してください。